

令和4年2月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年2月21日（月）午後1時30分～午後2時32分	
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～8号)
日程第3	非農地証明願について	(会長提出議案第9～14号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第15～17号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第18～23号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第24号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第25～28号)
日程第8	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)	
欠席委員	なし	
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 脇谷哲士主査	
農林水産課	玉木省三副主幹 小島拓也主任主事	
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員	
傍聴者	なし	

事務局

ご案内の時刻が参りました。約1名の方が後から来るということでお聞きしております。それ以外の方は全員おそろいですので、ただいまより令和4年2月農業委員会定例会を開催したらと思います。進行につきましては、松原会長のほうでよろしくお願ひします。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。立春を過ぎたと言いますが、まだまだ寒さが続くようございます。お体には気をつけて毎日の仕事を続けていただきたいと思います。

まん延防止重点措置が限定されましたが、3回目のワクチン接種が始まり、新型コロナ感染防止対策の強化が図られているようですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。引き続き手洗い、マスク等、徹底して感染予防対策に努めていただきたいと思います。

さて、本日の議題であります各案件につきましては、円滑なご審議、協力のほどよろしくお願ひして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

なお、本日提案いたしました案件につきましては、事前に各支部長さんとご同行の上、現地確認等を調査いただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席ですが、17名中17名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、全員出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。10番廣瀬委員さん、12番十川隆行委員さん、両委員さん、よろしくお願ひ致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願い致します。

事務局

別紙のA4の横の1枚のこの用紙をご覧ください。

まず、1ページのほうの農地法第18条第6項の規定による通知は5件受理しています。

これは賃借権を中途解約するもので、報告第1号、貸人、●●●●●、●●●様、借人、●●●●、●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番他1筆です。解約理由は貸人の要望です。

報告第2号、貸人、●●●●●様、借人、●●●●●様で、申請地は●●●●●●●番です。解約理由は病気等で労力不足のためです。

報告第3号、貸人、●●●●、●●●様、借人、●●●、●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●番●です。解約理由は残存小作の解消のためです。

報告第5号、貸人、●●●●、●●●様、借人、●●●●●、●●●様で、申請地は●●●●●●●●番●です。解約理由は残存小作のためです。

次は裏側をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、2件受理しております。

報告第2号、貸人、●●●●、●●●様、借人、●●●●、●●●●様

で、申請地は●●●●●●●番●他3筆です。解約理由は借り手の都合のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第8号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

農地法第3条に基づく申請審議について、今回の3条申請案件は8件、筆数で13筆で、面積にして10, 428m²でございます。

なお、議案第4号につきましては、申請後に所有者が死亡しておりますが、同一世帯である相続人代表者及び耕作者に問題ないことから、審査のみを先に行い、許可相当と判断された場合には、相続登記が済んだ後に許可書を発行するものと致します。

続きまして、会長提出議案第2号、地区番号2、受付年月日、令和4年2月1日。譲渡人、●●●、●●●様。譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目とともに畑、地積519m²。譲渡人の申請事由、農業廃止。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転で、経営面積1,550m²。資料は2ページであります、先ほどの備考で第1号のときに申し上げた利用権設定の申請710m²ございまして、全部の合計が4,657m²で耕作を行っていく計画となつております。

続きまして、会長提出議案第3号、地区番号3、受付年月日、令和4年2月1日。譲渡人、●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●、●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目とともに田、地積833m²。申請事由は自作地の相互交換。権利は所有権の移転、経営面積21,960m²で、受人従事数は2。資料は3ページ目です。申請地は●●●●●●●●●●から南東750mに位置し、譲受人は、譲受人は主にブドウを栽培する認定農家で、申請地周辺にも農地を所有し経営面積の保全管理も行なっております。第4号農地との交換の案件でございます。

会長提出議案第4号、地区番号3、受付年月日、令和4年2月1日。譲渡人、●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●、●●●●番、計2筆。台帳地目、現況地目全て田、地積合計1, 293m²。申請事由、自作地の相互交換。権利は所有権の移転で、経営面積10, 124m²。受人従事数は3。資料は4ページ目です。申請地は●●●●●●●●●●から南東700mに位置し、譲受人については、申請地周辺にも農地を所有し経営面積の保全管理も行なっております。第3号農地の交換案件でございます。

続きまして、会長提出議案第5号、地区番号3、受付年月日、令和4年2月1日。譲渡人、●●●、●●●●●●●●●。譲受人、●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番、●●●●番●、全2筆。台帳地目、

現況地目全て田、地積合計875m²。申請事由としては経営規模の拡大で、競売関係でございます。権利は所有権の移転で、経営面積28,869m²。受人従事数は1。資料は5ページ目です。申請地は●●●●●●●●●から南東600mに位置し、譲受人は●●●で主に水稻、ブロッコリーを栽培する認定農家で、●●●に依頼した審査においても特に問題ございませんでした。

続きまして、会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。譲渡人、●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目とともに田、地積1, 451m²。譲渡人の申請事由、労力不足。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転で、経営面積6, 874m²。受人従事数は3。資料は7ページで、申請地は●●●●●●●●●から北西へ700mに位置し、譲受人については、申請地周辺にも農地を所有し経営面積の保全管理も行なっております。

続きまして、会長提出議案第8号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●様。譲受人、●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●番●、●●●番●、計2筆。台帳地目、現況地目全て田、地積147m²。譲渡人の申請事由は労力不足。譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転で、経営面積6,874m²。受人従事数は3。資料は8ページ目でございまして、申請地は●●●●●●●●●●●●から北東560mに位置し、譲受人については、申請地周辺にも農地を所有し経営面積の保全管理も行なっています。議案第11号の関係案件でございます。

以上となります。

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願ひします。

第1号と第2号、併せて●●さんの案件ですが、なぜ●●●で作ろうと思ったのかというところが、やっぱりメンバーの方の疑問点でありまして、その人物を我々のほうでは知らない方なので、どういう人かなということで、●●委員さんのはうにちょっときました。そしたら、農業に対する姿勢とか人物としてはもう申し分ないというふうな太鼓判を押していただけるような人物だということを聞きまして、皆さんに諮りましたが、特に問題ないということで、皆さんにご審議していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

3号、4号については、相互の自作地の相互交換ということで、●●さんのはうが今度はハウスを建てるということで、そういう状態になったという

議長（会長）

松岡浩二委員

議長（会長）

岡村義弘委員

大塚ノブ子委員

ことです。ほかは事務局のとおりです。

議長（会長）

5号議案についてご報告致します。2月13日、私たち、現地確認を行いました。それで、譲受人●●さんという人は、●●で立派な農業経営をされているそうです。それで、私たちは何も言ふことはありませんという判断になりました。よろしくご審議をお願い致します。

十河道夫委員

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

昨日、●●地区は現場確認に参りました。第6号議案の●●さん、7号、8号の●●さん、共に農業委員会としては中心的な人ですので、これからも規模の拡大を図るということを聞いておりますが、審議のほうをよろしくお願い致します。

以上です。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

はい、十川委員さん。

十川隆行委員

5号議案なんすけども、うちのほうであった案件で、一度も来んと3年ぐらいほつとるんですという案件があります。本当に作ってくれるんだという、最初の話は作るんかと言ったら作りますと、きちんと管理しますというお話だったんですけども、3、4年全然来ていない。じゃけん、近隣の人が、しょうないから自分で引きよる、邪魔になるからな、草が生えよるから。そういうのが現状なんです。●●●に聞いて、こっちに来てでもしてくれるというんだつたらいいんですけど、そうでなかつたら具合悪いかなと思います。何か確約を取っていただけたら幸いかと思います。

以上です。

議長（会長）

ほかにございませんか。

事務局、それでええん。

事務局

契約内容を言うてあげて、営農計画なり。

議長（会長）

後でそしたら連絡を取って、措置致します。

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第8号につきましてお諮りします。議案第1号から第8号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第8号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第3 非農地証明願について、会長提出議案第9号から第14号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、非農地証明願について説明します。議案書の3ページをお開きください。今回の非農地証明案件は6件ございます。面積が3,836m²の11筆です。それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第9号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。申請

人、●●●●●●、●●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●番です。台帳地目、畠、現況地目、道路、地積197m²です。申請理由と致しましては、農地への進入路として利用しているためです。お手元の資料の9ページ、10ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から北西へ約400mに位置しております。当該申請地は農地への進入路として昭和63年頃から使用しています。位置図が資料9ページ左側、写真方向図が資料10ページ左側、現況写真は資料10ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第10号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。申請人、●●●●●●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目は田、現況地目は道路、地積は54m²です。申請理由と致しましては、農地への進入路として利用しているためです。お手元の資料の11ページ、12ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●から南南西へ約260mに位置しております。申請地は昭和62年に贈与を受けております。進入路である農道が狭く農業用機具の進入が困難であるため、申請地を農地への進入路として拡幅したものです。位置図は資料11ページ左側、写真方向図は資料12ページ左側、現況写真は資料12ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第11号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。申請人は●●●●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●番●です。台帳地目は畠、現況地目は道路でございます。申請理由と致しましては、農地への進入路として利用しているためです。お手元の資料の13ページから14ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から北西へ約280mに位置しております。申請地は平成22年に相続されております。進入路である農道が狭く農業用機具の進入が困難であるため、申請地を農地への進入路として拡幅したものです。位置図は資料13ページ左側、現況写真は資料14ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第12号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。申請人、●●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●番●他2筆です。2筆が台帳地目、田、1筆が畠、現況地目は山林、3筆の地積の合計は2,121m²です。申請理由と致しましては、平成13年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したためです。お手元の資料の15ページ、16ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から西南西へ約140mに位置しております。申請地は昭和25年に購入されております。申請地は鳥獣被害に悩まされていました。また自分自身も高齢となり耕作放棄となり、山林化したものです。位置図は資料15ページ左側、現況写真は資料16ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第13号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。申請人、●●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●番他3筆です。台帳地目は4筆とも畑、現況地目は原野、4筆の地積の合計857m²です。申請理由と致しましては、平成5年頃から25年以上耕作不能な状態が継続し原野化したためです。お手元の資料の17ページから19ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から東へ約870mに位置しております。申請地は平成11年に贈与されております。申請地は鳥獣被害により思うように耕作ができず、耕作放棄となり原野化しました。位置図は資料17ページ左側、写真方向図は資料17ページ右側、現況写真は18ページ、19ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第14号、地区番号5、受付年月日、令和4年2月1日。申

請人、●●●、●●●様で、申請地が●●●●●●●●●番です。台帳地目、田、現況地目、原野、地積546m²ございます。申請理由と致しましては、平成5年頃から25年以上耕作不能な状態が継続し原野化したためです。お手元の資料の20ページ、21ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から東へ約1,080mに位置しております。申請地は平成11年に贈与されております。申請地は河川に近い場所にあり、台風等の水害により作物が水没し流されることが度々あったことから耕作放棄となり原野化したものです。位置図は資料20ページ左側、写真方向図は資料20ページ右側、現況写真は資料21ページになるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

はい、ありがとう。

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区的関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員

ご報告申し上げます。

9号、10号、11号は共に進入路として既に長い間利用しております。仕方がないかななどというふうに考えました。

12号、13号、14号、共にもう原野という状況でございますので、全員の意見で仕方ないかななどというふうな回答になりました。

審議のほうをよろしくお願ひ致します。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第9号から第14号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第9号から第14号につきましてお諮りします。議案第9号から第14号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第9号から第14号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第15号から第17号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

農地法第4条に基づく申請審議について。

会長提出議案第15号、地区番号2、受付年月日、令和4年2月1日。申請人、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目畠、現況地目宅地。地積104m²。転用目的、農家住宅の宅地拡張。建築面積251.83m²。工事着完年月日、昭和15年9月1日から昭和15年12月31日。農地区分は第2種農地。備考としまして、無断転用で併せ利用地があります。資料は22ページから23ページでございまして、位置図を22ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●から北東約560mに位置し、申請地の隣接は畠、道路、宅地に接しております。申請地は、平成15年頃から住宅用地として拡張した土地であり、このたび議案第18号案件の申請に際して無断転用が判明したため是正を行うものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第16号、地区番号3、受付年月日、令和4年2月1日。申請人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、●●●●番●、計2筆。台帳地目2筆とも畠、現況地目2筆とも宅地。地積合計132m²。転用目的、農家住宅の宅地拡張。建築面積368.26m²。工事着完年月日は、平成13年10月1日から平成13年11月7日。農地区分は第2種農地で、備考としまして、無断転用で併せ利用地があります。資料は24ページから25ページ目で、位置図を24ページ左側に掲載しております。

続きまして、会長提出議案第17号、地区番号3、受付年月日、令和4年2月1日。申請人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他3筆、計4筆。台帳地目全て田、現況地目全て雑種地。地積合計591m²。転用目的は駐車場。工事着完年月日は、平成12年4月1日から令和4年6月30日。農地区分は第2種農地で、備考と致しまして、無断転用があり併せ利用地があります。資料は26から27ページ目で、位置図を26ページ左側に掲載しております。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願ひします。

第15号ですが、無断転用の解消案件ですので、ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

16、17号とともに事務局の報告のとおりで、本人から自筆で反省しているというあれも頂いておりますので、ご審議のほどお願いします。

地区代表委員の報告が終わりました。議案第15号から17号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

「質疑なし」との声あり。

す。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岡村義弘委員

19号から23号まで一括で説明します。この地区は用途地域で、市街化区域のあれもありまして、中の道路も6mということで、区画の周りはいろいろなところでありますけど、それも全部道の広さを確保したということで聞いています。そういうことで、あとは事務局どおり分譲住宅ですので、審議のほうをお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第18号から第23号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第18号から第23号につきましてお諮りします。議案第18号から第23号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第18号から第23号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第24号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号8番が●●●●委員さん、●●委員さん、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から8番が●●委員、27番から28番が●●委員、36番から39番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第24号についてご説明致します。農地の貸し借りについて、議案書6ページから9ページの説明となります。なお、整理番号11番については、申請の取下げが出ています。法人が1件、個人16件、中間管理機構20件の合計37件となっております。

37件のうち新規24件、再設定13件となっております。37件のうち賃借権7件、使用賃借権が30件となっております。

賃借権の内訳としまして、物納が1件、5,000円が2件、4,983円が1件、4,912円が1件、3,500円が1件、3,000円が1件となっております。

期間は、14年4か月が1件、10年が8件、8年2か月1件、6年12件、5年7件、4年10か月1件、3年5件、2年1件、1年10か月1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の30件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人25件、法人5件となっております。

設定する権利等の種類は、賃借権1件、使用賃借権29件となっております。

期間は、10年3件、6年27件となっております。

利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付と養蜂となっております。

以上です。

議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言願います。 ございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案の整理番号8番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から8番、27番、28番、36番から39番を除く議案第24号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。 続きまして、●●●●委員、●●委員の関係案件である議案番号8番、●●委員の関係案件である農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から8番、●●委員の関係案件である27番から28番、●●委員の関係案件である36番から39番の審議に入りますので、それでは、●●●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、退席を求めます。
	(●●●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局の説明を求めます。
事務局	会長提出議案第24号についての委員さんの案件は1件あり、新規で使用貸借権、期間は5年となっております。農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は14件で、賃借権4件と使用貸借権10件となっております。 期間は、14年4か月2件、10年8件、8年2か月4件となっております。 利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。質疑等はございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●●●委員さん、●●委員さん、●●委員さん、●●委員さん、再入場を認めます。
	(●●●●委員、●●委員、●●委員、●●委員 着席)
議長（会長）	続きまして、日程第7 農業振興地域整備計画の変更の答申について、会長提出議案第25号から28号までを一括上程致します。 事務局より説明を求めます。
事務局	今回の農業振興地域整備計画変更の答申は農用地域からの除外です。

議案書10ページの説明となります。

議案第25号から28号までは関連した案件ですので一括で説明します。

譲受人は●●●●●●●●●、●●●●●●●で除外後の用途は分譲住宅で、除外面積は8筆の合計4, 469m²です。

議案第25号の譲渡人は●●●●●●●●●、●●●様、申請地は●●●●●●●●●番です。除外面積は510m²です。

議案第26号の譲渡人は●●●、●●●外1名様で、申請地は●●●●●●●●●番●他4筆です。除外面積は5筆で2, 560m²です。

議案第27号の譲渡人は●●●、●●●様、申請地は●●●●●●●●●番●です。除外面積は703m²です。

議案第28号の譲渡人は●●●●●●●●●、●●●●様、申請地は●●●●●●●●●番●でございます。除外面積は696m²です。

申請の位置でございますが、資料33ページ左側をご覧ください。

●●●●●●●●●から東へ約70mの所に位置しております。

以上です。

議長（会長）

日程第7 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十川隆行委員

●●●による宅地分譲の件ですので、今説明があったとおりです。問題なかろうと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第25号から28号について、質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農業振興地域整備計画変更の答申について、議案第25号から第28号についてお諮ります。議案第25号から28号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。

本日上程の議案では以上ですが、日程第8 その他で、事務局、農林水産課、お願いします。

事務局

農林水産課さんより、さぬき市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想についてという説明がございますので、担当者のほうから説明をお願いします。

農林水産課

それでは、さぬき市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明させていただきます。こちらの1枚物資料で説明させていただきます。

このたび農業経営基盤強化促進法の一部改正及び香川県農業経営基盤強化促進基本方針の変更に伴い、さぬき市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更することになりました。そこで、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の定めにより、農業委員会の意見を求めるものであります。

それでは、変更内容について説明させていただきます。

さぬき市の基本構想の変更は、前回平成29年2月に行っておりますが、今回、国の農業経営基盤強化促進法の一部改正及び香川県農業基盤強化促進基本方針の変更に伴うものであり、資料の基本構想の主な変更内容で説明させていただきます。

まず、①の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営につきまして、こちらは認定農業者の認定の際に作成します農業経営改善計画認定申請書の5年後の年間所得目標につきまして、現在、1経営体当たり470万円を目標に計画を作成しているところですが、香川県の所得目標410万円と比較しても高くなっています。東かがわ市、三木町につきましても、今回同様に変更を検討していることから、さぬき市の年間所得目標につきましても、主たる農業従事者1人当たりおおむね400万円程度に変更させていただきます。

②の新たに就農する青年等が目指すべき農業経営につきましても、認定新規就農者の認定の際に作成します青年等就農計画書の5年後の年間所得目標につきまして、現在、1経営体当たり470万円の6割程度で280万円のところ、①の400万円の6割程度に変更することから240万円に変更させていただきます。

次に、③効率的かつ安定的な農業経営の基本指標の営農類型につきましても、香川県果樹農業振興計画、香川県花き産業振興計画及び香川県酪農及び肉用牛生産の近代化計画との整合性を含め、香川県の指標を参考に、地域や農業者の現状を踏まえて経営指標を修正します。

主な変更につきまして、個別経営体、水稻、麦、飼料用米を水稻、麦、ブロッコリーに変更します。水稻、麦、ブロッコリー、キャベツを水稻、アスパラガス、ブロッコリー、それから水稻、青ネギ、ブロッコリーを水稻、ブロッコリー、ニンニク、水稻、ミニトマトをミニトマト、それからモモを削除、それから水稻、ブドウ、ブロッコリーをブドウ、キクを削除、それから組織経営体の指標としまして、水稻と麦と大豆、作業受託であったものを水稻と麦、青年等個別経営体のほうでは、水稻、青ネギ、ブロッコリーを削除、その代わりキュウリとナバナを追加、それからブドウを追加、以上のように変更します。

この営農類型につきましては、代表的な作柄を示したものになります。

それから、裏面をご覧いただき、④の40歳以下の農業従事者の確保目標につきましては、香川県農業経営基盤強化促進基本方針の新規就農者の確保目標が、香川県の年間目標120人から150人に増加しています。ただし、さぬき市の目標につきましては、年間3人から今回も変更なしで3人のままです。ちなみに、令和2年度、令和3年度ともに市で認定を受けられた新規就農者の方は3人ずつでした。

それから、⑤農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合につきましては、農地等の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、平成21年12月に施行された改正農地法により創設された農地利用集積円滑化事業、これは市町、JA、公社が農地所有者の委任を受けて農地の売渡しや貸付け、作業委託を行う事業でしたが、基盤法改正により令和2年4月から農地機構に統合、一本化することになったことに伴い、今回の基本構想の見直しで、当該箇所を削除することにしています。

最後に、今後のスケジュールについてですが、農業委員会と農協さんのはうから同意が得られれば、香川県へ基本構想変更の同意申請を行います。そこで、県知事からの同意を得られれば、さぬき市基本構想の公告を行った上で施行することになり、手続は完了します。

以上、変更につきましての説明は終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

ただいま農林課のほうから説明がありましたら、質問等ございましたら発言を認めます。

議長（会長）

芳竹和政委員

基本資料の営農類型ですけれども、水稻、麦、飼料用米が飼料用米のほうがなくなったということは、今度はどういう形で、水稻のほうで置き換わるのか。全然もう飼料用米はもう出んことと考えるのか。その辺をお願いします。

農林水産課

こちら、今、載せさせていただいている営農類型につきましては、代表的な作柄をお示ししたもので、当然飼料用米を作られている方もいらっしゃいますので、営農類型としては載せなくなるんですけど、今までどおりこれについてはもう作っていただいて問題はないです。

議長（会長）

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、もし後で意見がありましたら、また来月の農業委員会のときでも構いませんね。締切りがあるの、いつまで。

農林水産課

一応今日の日付で、農業委員会からと。

議長（会長）

そしたら、また帰ってありましたら、明日中に電話で農業委員会のほうへお願い致します。急遽だったから分からんと思うんで、ありがとうございました。

続きまして、農地集積専門員さん、何かございますか。

農地集積専門員

別にございません。

議長（会長）

事務局。

事務局

事務局からご報告ですけども、次回の定例会なんんですけども、3月25日金曜日午後1時半から、本庁3階、301、302、ここの会議室で行いますので、予定をよろしくお願ひ致します。

それから、あとタブレットの端末の件なんですけども、農業会議から借用して皆様方にお貸ししていると思うんですけども、3月中にもう返却しなければならないということなので、次回の定例会までに忘れずにご持参をお願いしたらと思いますので、よろしくお願ひします。また、通知等も行いますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和4年2月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございました。

（2時32分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

- ・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・0名
- ・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・0名
- ・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・0名
- ・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・0名
- ・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・0名
- ・農業振興地域整備計画変更の答申について
賛成委員・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 10番

署名委員 12番